

佐賀県公安委員会告示第 1 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 27 日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

1 合意した者

- (1) 佐賀市交通局
- (2) 昭和自動車株式会社
- (3) 西日本鉄道株式会社
- (4) 西鉄バス佐賀株式会社
- (5) 佐賀県公安委員会
- (6) 佐賀市長
- (7) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (8) 先進モビリティ株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地	乗合自動車の停留所の管理者
佐賀駅北口（北向き、南向き）	佐賀市神野東二丁目 1 番 28号先	佐賀市交通局及び昭和自動車株式会社
三溝東（北向き、南向き）	佐賀市神野東四丁目 1 番 19号先	昭和自動車株式会社
商業校門前（北向き、南向き）	佐賀市神野東四丁目 12番 36号先	昭和自動車株式会社、西日本鉄道株式会社及び西鉄バス佐賀株式会社
SAGA サンライズパーク（市文化会館前）（北向	佐賀市日の出二丁目 1 番 10号先	佐賀市交通局、昭和自動車株式会社、西日本鉄道株式会社及び西鉄バス佐

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

先進モビリティ・建設技術研究所委託業務共同企業体

(2) 事業形態

自治体による自動運転バス実証実験（道路運送法の規定による許可・登録を要しない運送）

(3) 事業

佐賀県及び佐賀市が実施する「令和6年度サンライズストリート自動運転バス運行実証事業」

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車の期間は、令和6年9月1日から令和6年10月31日までとする。